

Table with 2 columns: Chinese text on the left and Japanese text on the right, both describing newsletter policies and subscription information.



Issue 144-2009/02/28~2009/03/06

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、相关新法令与新政策

- 外商投资商业领域管理办法补充规定(四) 2
● 关于印发本市安全生产大检查实施方案的通知..... 2
● 关于改进报国务院批准单独选址建设项目用地审查报批工作的通知..... 2
● 废弃电器电子产品回收处理管理条例..... 3
● 关于审理无正本提单交付货物案件适用法律若干问题的规定..... 4
● 关于公布若干废止和失效的增值税规范性文件目录的通知..... 4
● 关于转发《国家税务总局关于加强企业所得税预缴工作的通知》的通知..... 5
● 关于转发《国家税务总局关于做好 2008 年度企业所得税汇算清缴工作的通知》和本市实施意见的通知..... 5
● 关于印发《企业所得税过渡优惠政策事项管理规程(试行一)》的通知..... 5
● 关于转发《国家税务总局关于企业所得税减免税管理问题的通知》和本市实施意见的通知..... 6
● 关于加强对企业跨区域迁移管理的通知..... 6
● 关于加工贸易保税货物内销征收缓税利息适用利率调整有关问题的公告..... 6

一、関連する新法令と新政策

- 外商投資商業分野管理弁法補足規定(四). 2
● 上海市安全生産大規模検査实施方案を印刷配布することについての通知..... 2
● 国务院の許可を申請する単独で住所を選択する建設プロジェクト用地の審査許可申請作業を改善することについての通知..... 2
● 廃棄電器電子製品回収処理管理条例..... 3
● 正本のない船荷証券による貨物納入案件を審理するにあたり適用する法律の若干事項についての規定..... 4
● 若干の廃止、失効した増値税規范性文書目錄を公布することについての通知..... 4
● 「企業所得税の事前納付作業を強化することについての国家稅務總局による通知」を配布することについての通知..... 5
● 「2008 年度企業所得税一括清算作業を貫徹することについての国家稅務總局による通知」と上海市実施意見を配布することについての通知 5
● 「企業所得税移行期間特惠政策事項管理規程(試行一)」を印刷配布することについての通知..... 5
● 「企業所得税減免管理についての国家稅務總局による通知」及び上海市実施意見を配布することについての通知..... 6
● 企業が区を超えて移転する場合の管理を強化することについての通知..... 6
● 加工貿易保税貨物国内販売税金納付遅延利息率の調整に関連する事項についての公告 6

二、相关新信息

- 人民币国际贸易结算即将推行..... 7
- 商务部酝酿刺激出口新方案..... 7
- 经济性裁员的简要分析..... 8

一、相关新法令、新政策

● 外商投资商业领域管理办法补充规定（四）

【发布单位】商务部
【发布文号】商务部令 2009 年第 4 号
【发布日期】2009-02-05
【实施日期】2009-02-05
【提 示】根据该规定，同一香港、澳门服务提供者在内地累计开设店铺超过 30 家的，如经营商品包括药品、农药、农膜、化肥、植物油、食糖、棉花等商品，且上述商品属于不同品牌，来自不同供应商的，允许香港、澳门服务提供者以独资形式经营。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200903/20090306075842.html>

● 关于印发本市安全生产大检查实施方案的通知

【发布单位】上海市安全生产委员会办公室
【发布文号】沪安委办（2009）7 号
【发布日期】2009-02-23
【提 示】根据该通知，2009 年 02 月 23 日起至 03 月底，上海市将开展安全生产检查。检查重点包括危险化学品、冶金、有色、道路交通、特种设备、民爆器材等重点行业和领域。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/200902/t20090228_5947.html

● 关于改进报国务院批准单独选址建设项目用地审查报批工作的通知

【发布单位】国土资源部
【发布文号】国土资发（2009）8 号
【发布日期】2009-02-24
【实施日期】2009-03-01

二、関連する新情報

- 人民元による国際貿易決済がまもなく推進される 7
- 商務部は輸出を刺激する新方案を検討中である 7
- 経済的理由による人員削減についての簡潔な分析..... 8

一、関連する新法令、新政策

● 外商投資商業分野管理弁法補足規定(四)

【発布機関】商務部
【発布番号】商務部令 2009 年第 4 号
【発布日】2009-02-05
【施行日】2009-02-05
【コメント】本規定によると、同一の香港、マカオ役務提供者が大陸で開設する店舗の累計数が 30 軒を超える場合、薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、植物油、砂糖、綿花等を含む商品を取り扱い、且つ又上述の商品が異なるブランドに帰属し、異なるサプライヤーから提供される場合、香港、マカオの役務提供者が独资の形態で取り扱うことを認める。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200903/20090306075842.html>

● 上海市安全生産大規模検査实施方案を印刷配布することについての通知

【発布機関】上海市安全生産委員会弁公室
【発布番号】滬安委弁〔2009〕7 号
【発布日】2009-02-23
【コメント】本通知によると、2009 年 2 月 23 日から 3 月末までの期間に、上海市は安全生産検査を実施する。重点的に検査を実施する対象には、化学品、冶金、非鉄金属、道路交通、特殊設備、民間用爆発性素材等の重点産業と分野が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/200902/t20090228_5947.html

● 国务院の許可を申請する単独で住所を選択する建設プロジェクト用地の審査許可申請作業を改善することについての通知

【発布機関】国土资源部
【発布番号】国土資発〔2009〕8 号
【発布日】2009-02-24
【施行日】2009-03-01

【提示】该通知对报国务院批准的单独选址建设项目用地审查报批工作进行了改进。具体包括：

1. 项目批准（核准）后的初步设计阶段，市、县国土资源管理部门要提前介入；
2. 简化建设项目用地报批材料（由现行的 35 件减少到 10 件）；
3. 市、县级国土资源管理部门受理建设用地申请和按要求组织报件，省级国土资源管理部份负责实质性审查，国土资源部进行复核性审查。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.btgt.gov.cn/show_files.asp?ArticleID=13631

【コメント】本通知は、国务院の許可を申請する単独で住所を選択する建設プロジェクト用地の審査許可作業を改善している。具体的には次のとおりである。

1. プロジェクト許可（認可）後の初歩的な設計段階においては、市、県の国土资源管理部门が事前に介入しなければならない。
2. 建設プロジェクト用地の許可申請資料を簡略化する。（現行の 35 項目から 10 項目に減らす。）
3. 市、県レベルの国土资源管理部门が建設用地の申請を受理し、要求に基づき申請を提出し、省レベルの国土资源管理部门が実質的な審査をつかさどり、国土资源部が再検査的な審査を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.btgt.gov.cn/show_files.asp?ArticleID=13631

● **废弃电器电子产品回收处理管理条例**

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 551 号

【发布日期】2009-02-25

【实施日期】2011-01-01

【提示】该条例对废弃电器电子产品的回收、处理机制、相关方责任、监督管理、法律责任等进行了规定。其中包括：

调整范围	列入《废弃电器电子产品回收处理目录》的废弃电器电子产品的回收处理及相关活动。
回收、处理机制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国家对废弃电器电子产品实行多渠道回收和集中处理制度。 2. 国家对废弃电器电子产品处理实行资格许可制度。 3. 国家建立废弃电器电子产品处理基金，用于废弃电器电子产品回收处理费用的补贴。 电器电子产品生产者、进口电器电子产品的收货人或者其代理人应当按照规定履行废弃电器电子产品处理基金的缴纳义务。
相关方责任	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生产者、进口商的责任：主要是“绿色”生产责任。 电器电子产品生产者、进口电器电子产品的收货人或者其代理人生产、进口的电器电子产品应当符合国家有关电器电子产品污染控制的规定，采用有利于资源综合利用和无害化处理的设计方案，使用无毒无害或者低毒低害以及便于回收利用的材料。 电器电子产品上或者产品说明书中应当按照规定提供有关有毒有害物质含量、回收处理提示性说明等信息。

● **废弃电器电子产品回收处理管理条例**

【発布機関】国务院

【発布番号】国务院令 551 号

【発布日】2009-02-25

【施行日】2011-01-01

【コメント】本条例は廃棄電器電子製品の回収、処理メカニズム、関係当事者の責任、監督管理、法的責任等について規定を行っており、具体的には次のとおりである。

調整範囲	「废弃电器电子产品回收处理目录」に列挙された废弃電器電子製品の回収処理及びかかる活動。
回収、処理メカニズム	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国は废弃電器電子製品に対し複数のルートでの回収及び集中処理制度を実施する。 2. 国は废弃電器電子製品の処理に対し資格許可制度を実施する。 3. 国は废弃電器電子製品処理基金を設立し、废弃電器電子製品回収処理費用の補助金として使用する。 電器電子製品製造者、輸入電器電子製品の荷受人又はその代理人は、規定に基づき废弃電器電子製品処理基金の納付義務を履行しなければならない。
関係当事者の責任	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造者、輸入業者の責任：主に「グリーン」製造責任である。 電器電子製品製造者、輸入電器電子製品の荷受人又はその代理人が製造し、輸入する電器電子製品は、国の電器電子製品汚染統制に関係する規定に適合し、資源の総合利用及び無害化処理に有益な設計方案を採用し、無毒無害又は低毒低害であって回収利用に便利な材料を使用しなければならない。 電器電子製品上又は製品説明書中には、規定に基づきかかる有毒有害物質の

	<p>2. <u>销售者、维修机构、售后服务机构的责任。</u></p> <p>3. <u>回收经营者的责任。</u></p> <p>4. <u>处理企业的责任。</u></p>
--	---

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 废弃电器电子产品回收处理管理条例
http://www.gov.cn/zwqk/2009-03/04/content_1250419.htm
 国务院法制办、环境保护部负责人答记者问
http://www.gov.cn/zwhd/2009-03/05/content_1251495.htm

	<p>含有量、回收处理上の注意事項等の情報を提供しなければならない。</p> <p>2. <u>販売者、保守機関、アフターサービス機関の責任。</u></p> <p>3. <u>回収取扱者の責任。</u></p> <p>4. <u>処理企業の責任。</u></p>
--	--

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 廃棄電器電子製品回収処理管理条例
http://www.gov.cn/zwqk/2009-03/04/content_1250419.htm
 国务院法制办、環境保護部責任者による記者質問への回答
http://www.gov.cn/zwhd/2009-03/05/content_1251495.htm

● 关于审理无正本提单交付货物案件适用法律若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法释（2009）1 号
 【发布日期】2009-02-26
 【实施日期】2009-03-05
 【提 示】该规定对承运人因无正本提单交付货物的情况下，承运人的责任义务和收货人的诉讼权利进行了规定。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 关于审理无正本提单交付货物案件适用法律若干问题的规定
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=126404>
 最高人民法院民四庭负责人解读该规定
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=126405>

● 关于公布若干废止和失效的增值税规范性文件目录的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
 【发布文号】财税（2009）17 号
 【发布日期】2009-02-26
 【提 示】财政部和国家税务总局对 1994 年以来联合发布的增值税规范性文件进行了清理，公布全文废止或失效的文件 14 件、部分废止或失效的文件 7 件。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200903/t20090305_119360.html

● 正本のない船荷証券による貨物納入案件を審理するにあたり適用する法律の若干事項についての規定

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法釈[2009]1 号
 【発 布 日】2009-02-26
 【施 行 日】2009-03-05
 【コメント】本規定は、荷送人が正本のない船荷証券により貨物を納入した場合の荷送人の責任義務及び荷受人の訴訟権利について規定を行っている。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 正本のない船荷証券による貨物納入案件を審理するにあたり適用する法律の若干事項についての規定
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=126404>
 最高人民法院民四庭責任者による本規定の解説
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=126405>

● 若干の廃止、失効した増値税規範性文書目録を公布することについての通知

【発布機関】財政部、国家稅務總局
 【発布番号】財稅[2009]17 号
 【発 布 日】2009-02-26
 【コメント】財政部及び国家稅務總局は 1994 年以降に共同発布した増値税規範性文書を整理し、全文が廃止し又は失効した文書 14 部、一部が廃止し又は失効した文書 7 部を公布した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200903/t20090305_119360.html

● 关于转发《国家税务总局关于加强企业所得税预缴工作的通知》的通知

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
 【发布文号】沪国税所〔2009〕18号
 【发布日期】2009-02-13

【提示】根据该通知，上海市居民企业不按实际利润额预缴企业所得税的，可在每年的03月10日之前，向其主管税务机关提出书面申请，主管税务机关审核后层报市局。预缴方式一经确定，一个纳税年度内不能变更。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/qysds/useroject7ai32364.html>

● 关于转发《国家税务总局关于做好2008年度企业所得税汇算清缴工作的通知》和本市实施意见的通知

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
 【发布文号】沪国税所〔2009〕20号
 【发布日期】2009-02-28

【提示】该通知对企业所得税的汇算清缴对象、时间和程序等进行了规定。简要介绍如下：

对象	应在上海市缴纳企业所得税的纳税人（不包括外埠在沪分支机构和实行核定定额征收企业所得税纳税人），在2008年度内，无论盈利、亏损，或处于减免税期间，均应办理年度企业所得税纳税申报。
时间	1. 2009年05月15日前向主管税务机关办理年度企业所得税纳税申报，并汇算清缴； 2. 2009年05月31日前结清应缴应退企业所得税款。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/qysds/useroject7ai32376.html>

● 关于印发《企业所得税过渡优惠政策事项管理规程（试行一）》的通知

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
 【发布文号】沪国税所〔2009〕22号
 【发布日期】2009-03-02

【提示】《企业所得税过渡优惠政策事项管理规程（试行一）》包括内、外资企业的企业所得税过渡优惠政策的管理规程，以及相关申请表、通知书（样张）。各项政策的管理规程主要包括：
 1. 事项名称；

● 「企业所得税的事前纳付作业を強化することについての国家税務総局による通知」を配布することについての通知

【発布機関】上海市国家税務局、上海市地方税務局
 【発布番号】滬国税所〔2009〕18号
 【発布日】2009-02-13

【コメント】本通知によると、上海市居民企業が実際の売上高に応じて企業の所得税を事前納付しない場合、毎年3月10日までに、その主管税务机关に書面による申請を行い、主管税务机关は審査後に市局に報告することができる。事前納付方法は確認された後、1納税年度中は変更できない。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/qysds/useroject7ai32364.html>

● 「2008年度企业所得税一括清算作業を貫徹することについての国家税務総局による通知」と上海市実施意見を配布することについての通知

【発布機関】上海市国家税務局、上海市地方税務局
 【発布番号】滬国税所〔2009〕20号
 【発布日】2009-02-28

【コメント】本通知は、企业所得税の一括清算対象、期日及び手順等について規定を行っている。以下、簡潔に紹介する。

对象	上海市で企业所得税を納付しなければならない納税者（外地在上海分支機関及び見なし課税を実施する企业所得税を納付する納税者は含まない）は、2008年度中に、利益計上又は損失計上とを問わず、或いは減免税期間中であるとを問わず、いずれも年度企业所得税確定申告手続を行わなければならない。
期日	1. 2009年5月15日までに主管税务机关にて年度企业所得税確定申告手続を行い、一括清算しなければならない。 2. 2009年5月31日までに納付又は還付分の企业所得税の清算を行わなければならない。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/qysds/useroject7ai32376.html>

● 「企业所得税移行期間特惠政策事項管理規程（試行一）」を印刷配布することについての通知

【発布機関】上海市国家税務局、上海市地方税務局
 【発布番号】滬国税所〔2009〕22号
 【発布日】2009-03-02

【コメント】「企业所得税移行期間特惠政策事項管理規程（試行一）」には、内資、外資企業の企业所得税移行期間特惠政策の管理規程、及びかかる申請用紙、通知書（見本書式）が含まれる。各種政策の管理規程に含まれるのは主に次のとおりである。

2. 过渡政策依据;
3. 原政策规定;
4. 本市享受政策区域范围;
5. 过渡政策内容;
6. 纳税人提交的材料;
7. 办理期限和流程;
8. 各环节工作要求;
9. 回复方式等。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/sw/qysds/useroobject7ai32375.html>

- [关于转发《国家税务总局关于企业所得税减免税管理问题的通知》和本市实施意见的通知](#)

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局

【发布文号】沪国税所〔2009〕23号

【发布日期】2009-03-02

【提示】该通知规定了企业所得税优惠管理原则、优惠管理分类、优惠管理办法等问题，并发布了《企业所得税优惠政策事项管理规程（试行一）》及相关申请书、通知书（样张）。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/sw/qysds/useroobject7ai32377.html>

- [关于加强对企业跨区迁移管理的通知](#)

【发布单位】上海市财政局、上海市国家税务局、上海市地方税务局

【发布文号】沪财预〔2009〕21号

【发布日期】2009-03-04

【实施日期】2009-01-01

【提示】该通知对企业跨区迁移的发票衔接等问题进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/cz/ysgll/ysgl/userobject7ai32380.html>

- [关于加工贸易保税货物内销征收缓税利息适用利率调整有关问题的公告](#)

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2009 年第 13 号

【发布日期】2009-03-06

【实施日期】2009-03-06

【提示】根据该公告，加工贸易保税货物内销征收缓税利息适用的利率率暂由“参照一年期贷款基准利率”调整为“参

1. 事項の名称
2. 移行政策の根拠
3. 旧政策規定
4. 上海市にて政策を受ける区域範囲
5. 移行政策の内容
6. 納税者が提出する資料
7. 手続の期限と流れ
8. 各段階での作業の要求
9. 回答方法等

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/sw/qysds/useroobject7ai32375.html>

- [「企業所得税减免管理についての国家稅務總局による通知」及び上海市實施意見を配布することについての通知](#)

【発布機関】上海市国家稅務局、上海市地方稅務局

【発布番号】滬国税所〔2009〕23号

【発布日】2009-03-02

【コメント】本規定は、企業所得税特惠管理原則、特惠管理分類、特惠管理弁法等の事項について規定を行い、尚且つ「企業所得税特惠政策事項管理規程（試行一）」及びかかる申請用紙、通知書（見本書式）を公布している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/sw/qysds/useroobject7ai32377.html>

- [企業が区を超えて移転する場合の管理を強化することについての通知](#)

【発布機関】上海市財政局、上海市国家稅務局、上海市地方稅務局

【発布番号】滬財預〔2009〕21号

【発布日】2009-03-04

【施行日】2009-01-01

【コメント】本通知は、企業が区を超えて移転する場合の發票の関連性保持等について規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/cz/ysgll/ysgl/userobject7ai32380.html>

- [加工貿易保税貨物国内販売税金納付遅延利息率の調整に関連する事項についての公告](#)

【発布機関】稅關總署

【発布番号】稅關總署公告 2009 年第 13 号

【発布日】2009-03-06

【施行日】2009-03-06

【コメント】本公告によると、加工貿易保税貨物国内販売税金納付遅延利息に適用する利息率は一時的に「期間を 1 年とする貸付基

照中国人民银行公布的活期存款利率”执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info161214.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 人民币国际贸易结算即将推行

2008年12月，国务院常务会议确定，将对广东和长江三角洲地区与港澳地区、广西和云南与东盟的货物贸易进行人民币结算试点。目前，以人民币作为国际贸易结算的试点准备工作已接近尾声，商业银行方面的流程准备工作已经就绪，试点工作近日将开始。据悉，试点工作将在上海和港澳地区首先开始，以人民币进行国际贸易结算最终将会对所有商业银行包括外资银行开放，理论上不设立准入门槛。

（摘自2009年03月03日《上海证券报》）

● 商务部酝酿刺激出口新方案

2009年02月，商务部到福建、广东、浙江等地调研。目前，相关调研报告已经完成。参与调研人士透露，在调研基础上，商务部已在制定稳定出口的政策措施和建议。其中包括：

1. 建议提高机电产品和劳动密集型产品出口退税率。
2. 进一步完善调整禁止类和限制类目录。对部分技术含量较高的产品税号进行拆分，继续控制“两高一资”产品出口，同时将不属高耗能、高污染的产品从目录中剔除。
3. 进一步扶持加工贸易。商务部将会同有关部门，从降低缓税利息、缩短内销核销周期、合理内销审价等方面提出措施建议，实现内销便利化。

另外，商务部还在考虑完善进口贴息政策，使资金进一步向国务院确定的振兴行业倾斜。海关或将在全国推行“内销集中申报”模式，即加工贸易

準金利」から「中国人民銀行が公示する普通預金金利に照らし」執行されることになる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info161214.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 人民元による国際貿易決済がまもなく推進される

2008年12月、国务院常务会议が確定したところでは、広州及び長江デルタ地域と香港マカオ地区、広西及び雲南とアセアン諸国との貿易について人民元決済の試行が行われる。現在、人民元を国際貿易決済の試行準備作業は終わりに近づいており、商業銀行方面でのスキームの準備作業もひと段落し、試行作業がまもなく開始される。情報筋によると、試行作業は上海と香港マカオ地区にて最初に開始され、人民元をもって国際貿易決済を行うことが最終的には外資銀行を含むすべての商業銀行に開放され、理論上、参入のハードルは設置されない。

（2009年3月3日付の「上海証券報」より抜粋）

● 商務部は輸出を刺激する新方案を検討中である

2009年2月に、商務部は福建、広東、浙江等の地域に赴き調査研究を行った。現在、かかる調査研究報告はすでに完成している。調査研究に参加した関係者によると、調査研究結果をベースに、商務部はすでに輸出を安定させる政策措置と提案を制定しており、その中には次の事項が含まれる。

1. 機電製品と労働集約型製品の輸出払い戻し税率の引き上げの提案。
2. 禁止類及び制限類目録を一層整備し調整する。一部の技術的難度が高い製品の課税番号を区分けし、引き続き「両高一資」製品の輸出を統制すると同時に、消耗の高く、汚染度の高い製品に該当しないものを目録から削除する。
3. 加工貿易を一層扶助する。商務部は関係部門と共同で、納税延期利息の引き下げ、国内販売の照合消込周期の短縮、国内販売価格審査の合理化等の方面から措置を提案し、国内販売の利便化を実現させる。

企业可以先行内销，一个月内再集中办理一次内销手续并缴齐税款。

(摘自 2009 年 03 月 03 日锦程物流网)

また、商務部は輸入手形割引政策も検討しており、資金を國務院が確定した振興産業に一層流れるようにする。税関は全国的に「国内販売集中申告」パターンを実施する可能性もあり、つまり加工貿易企業は先に国内販売を行えるようにし、1 ヶ月以内に集中的に国内販売手続を行い、かかる税金を納付するというものである。

(2009 年 3 月 3 日付の錦程物流網ウェブサイトより抜粋)

● 经济性裁员的简要分析

金融危机发生后，不少在中国的外商投资企业（包括日资企业）开始考虑将裁员作为渡过危机的手段。由于长期以来受到终身雇佣文化的影响，日资企业往往不会主动解除或者终止与员工的劳动合同，因此，通常，日资企业所说的“裁员”，主要是指劳动合同到期不续签、与员工协商解除劳动合同等情形。事实上，中国法律中所称的“裁员”是指“经济性裁员”，即：企业在符合法定条件的情况下，依法单方面解除与员工的劳动合同。在此，律师就“经济性裁员”的条件、程序以及实务操作中的注意事项等，简要分析如下。

经济性裁员的条件

《中华人民共和国劳动合同法》（全国人大常委会；自 2008 年 01 月 01 日起施行；以下简称“《劳动合同法》”）第 41 条规定，企业符合如下条件之一的，可以进行经济性裁员：

1. 依照企业破产法规定进行重整的；
2. 生产经营发生严重困难的；
3. 企业转产、重大技术革新或者经营方式调整，经变更劳动合同后，仍需裁减人员的；
4. 其他因劳动合同订立时所依据的客观经济情况发生重大变化，致使劳动合同无法履行的。

其中，“生产经营发生重大困难”属于较为常见的情形，但是，关于“生产经营发生重大困难”的具体标准，《劳动合同法》并没有进行明确规定。对此，根据原劳动部制定的《企业经济性裁减人员规定》（自 1995 年 01 月 01 日起施行）第 2 条，该等具体标准可由地方政府做出规定。

律师注意到：

1. 不少地方政府已经依据《企业经济性裁减人员规定》制定了“严重困难”的标准，例如，《北京市企业经济性裁减人员规定》（1995 年 03 月 22 日起施行）、《无锡市企业经济性裁减人员实施办法》（2001 年 03 月 01 日起施行）和《天津市企业经济性裁减人员暂行规定》（2001 年 08 月 01 日起施行）等；注册于这些地方的企业，

● 经济的理由による人員削減についての簡潔な分析

金融危機が発生して以来、中国における外商投資企業（日系企業を含む）の多くが人員削減を危機を乗り越えるための手段として検討し始めている。長年に渡り終身雇用の文化の影響を受けていることから、日系企業は従業員との労働契約を自主的に解除し又は終了しないとする事が多いことから、通常、日系企業という「人員削減」とは、主に労働契約が満了した後で更新を行わず、又は従業員と労働契約の解除について協議するという状況をいう。実際に、中国の法律にいう「人員削減」とは「経済的理由による人員削減」をいい、即ち、企業が法で定められた条件を満たすという前提で、法に照らして従業員との労働契約を一方向的に解除することをいう。ここで、筆者は「経済的理由による人員削減」の条件、手順、及び実務における注意事項等について以下のとおり簡潔に分析する。

経済的理由による人員削減を行うための条件

「中華人民共和国労働契約法」（全国人大常委会、2008 年 1 月 1 日から施行。以下「労働契約法」という）第 41 条では、企業が次の条件のいずれか 1 つに適合する場合、経済的理由による人員削減を行うことができる」と定めている。

1. 企業の破産法の規定に照らして再生を行うとき。
2. 生産経営上、深刻な困難が生じたとき。
3. 企業が生産商品を変更し、重大な技術革新又は経営方式の調整を行い、労働契約の変更を行った後においても、依然人員を削減する必要があるとき。
4. その他労働契約を締結する時点で根拠となった客観的な経済状況に重大な変化が生じ、労働契約を履行できなくなったとき。

そのうち、「生産経営上、深刻な困難が生じたとき」は比較的好く見られる状況であるが、「生産経営上、深刻な困難が生じたとき」の具体的な基準について、「労働契約法」では明確な規定を行っていない。これについて、旧労働部が制定した「企業の経済的理由による人員削減規定」（1995 年 1 月 1 日施行）第 2 条によると、これらの具体的な基準は地方政府が規定を行うことができる」とされている。

筆者が気づいた点は次のとおりである。

1. 「企業の経済的理由による人員削減規定」に照らして「深刻な困難」の基準を制定している地方

- 应按照相关地方标准执行。
- 除上述地方之外，上海和深圳也曾制订过相关标准，但目前已被废止；日资企业数量较多的广州、宁波、苏州、青岛、大连等城市均没有制定“严重困难”的标准。律师理解，实践中，在国家或这些地方出台相关标准之前，注册于这些地方的企业可以参照上述北京、无锡和天津等的规定，向劳动行政主管部门合理证明生产经营陷入严重困难的情形。

经济性裁员的程序

根据《劳动合同法》第 41 条的规定，经济性裁员的程序通常有 4 个步骤：①说明情况→②听取意见→③向劳动行政主管部门报告→④裁员。在此，针对第 3 个步骤（“③向劳动行政主管部门报告”）重点说明如下：

- 向劳动行政主管部门“报告”的性质：**严格按照法律规定，“报告”应被理解为备案程序，而非审批程序。但是，在各地实践中，报告在效果上与审批较为相似，主要理由如下：
 - 企业通常需要在报告并获得劳动行政主管部门出具的回执后，方可进行裁员；
 - 如果裁员方案与法律规定抵触（如根据上海市人力资源和社会保障局发布的《关于用人单位依法实施裁减人员报告的通知》<自 2009 年 01 月 08 日起施行>）、或者裁员方案未被劳动行政主管部门认可（如根据广东省劳动和社会保障厅 2008 年 12 月 08 日发布的《企业裁员、停产、倒闭及职工后续处理工作指引》：“劳动保障部门对裁员事项提出意见或建议的，企业应当认真研究，依法逐一解决并作出书面报告，直至劳动保障部门最终认可”），那么，裁员方案可能被劳动行政主管部门责令纠正，否则，企业可能无法获得劳动行政主管部门出具的回执。
- 劳动行政主管部门的提前介入：**严格按照法律规定，“向劳动行政主管部门报告”是在“说明情况”和“听取意见”之后的程序。但是，在各地实践中，劳动行政主管部门可能提前介入，例如：
 - 青岛市劳动和社会保障局在《关于进

政府は少なくとも、たとえば、「北京市企業経済的理由による人員削減規定」(1995 年 3 月 22 日施行)、「無錫市企業経済的理由による人員削減実施弁法」(2001 年 3 月 1 日施行)及び「天津市企業経済的理由による人員削減暫定規定」(2001 年 8 月 1 日施行)等がある。これらの地方に登録している企業は、かかる地方の基準に基づき執行しなければならない。

- 上述の地方のほか、上海及び深センもこれまでに関連する基準を制定したことがあるが、現時点ではすでに廃止されている。日系企業の数が相対的に多い広州、寧波、蘇州、青島、大連等の都市ではいずれも「深刻な困難」の基準は制定されていない。筆者の認識では、実践において、国又はこれらの地方が関連する基準を公布するまでは、これらの地方に登録した企業は、上述の北京、無錫及び天津等の規定を参照し、労働行政主管部门に対し、生産経営が深刻に困難な状況に陥ってしまったことを合理的に証明することができると思われる。

経済的理由による人員削減を行う手順

「労働契約法」第 41 条の規定によると、経済的理由による人員削減の手順は、通常、①状況の説明→②意見の聴取→③労働行政主管部门への報告→④人員削減という 4 つの段階を踏む。ここでは、3 番目の段階（「③労働行政主管部门への報告」）に重点を置き、次のとおり説明する

- 労働行政主管部门への「報告」の性質：**法律の規定に厳格に従う場合、「報告」は、審査許可手順ではなく、届出手順であると理解されなければならない。ただし、各地における実務においては、報告の効果は審査許可手順と近似しているが、主な理由は次のとおりである。
 - 企業は、通常、労働行政主管部门に報告し、同部門が発行した確認書を獲得した後でなければ人員削減を行うことができない。
 - 人員削減方案と、法律の規定が抵触し（たとえば、上海市人的資源社会保障局が公布した「雇用者が法に照らして人員削減報告を実施することについての通知」<2009 年 1 月 8 日から施行>）、又は人員削減方案が労働行政主管部门の認可を受けていない場合（たとえば、広東省労働社会保障庁が 2008 年 12 月 8 日に公布した「企業の人員削減、生産停止、倒産及び従業員の離職後の対処作業手引き」、労働保障部門が人員削減事項に意見又は提議を提出した場合、企業は真摯に検討し、法に照らしながら労働保障部門から最終的に認可を受けるまで逐一解決し、書面での報告を行わなければならない）、人員削減方案は労働行政主管部门からは正を命じられるおそれがあり、それに従わない場合には、企業は労働行政主管部门の発行する確認書を獲得できなくなるおそれがある。
- 労働行政主管部门の事前介入：**法律の規定に

进一步规范用人单位裁减人员有关问题的意见》(2008年11月17日发布)第2条中规定,“用人单位一次性裁减人员超过50人以上的,应提前通知当地劳动保障行政部门和工会”。

- 2) 广东省劳动和社会保障厅在《企业裁员、停产、倒闭及职工后续处理工作指引》中规定,“如果无法自我确认是否符合裁员条件,各企业不要贸然裁员,要及时与所在地劳动保障部门沟通,得到劳动保障部门确认后重新启动裁员程序”,该条为劳动行政主管部门的提前介入预留了空间。
- 3) 北京、上海、天津、大连、苏州、无锡和宁波等地,目前暂无类似的明确规定。但律师建议当地企业密切关注当地发布的新规定,以保证裁员程序符合当地的具体要求。

嚴格に従い、「労働行政主管部門に報告を行うこと」は「状況の説明」及び「意見の聴取」の後の手順である。ただし、各地における実務では、労働行政主管部門が事前介入することがある。たとえば次のとおりである。

- 1) 青島市労働社会保障局が「雇用主による人員削減を一層規範化することについての意見」(2008年11月17日公布)第2条の中では、「雇用主が一度に50名以上の人員削減を行う場合には、事前に現地労働保障行政部門及び労働組合に通知しなければならない」と定められている。
- 2) 広東省労働社会保障庁は、「企業の人員削減、生産停止、倒産及び従業員の離職後の対処作業手引き」の中で、「人員削減の条件に適合するか否かを自ら確認できない場合、各企業は人員削減を軽率に行ってはならず、遅滞なく所在地の労働保障部門に確認し、労働保障部門の確認を得た後で改めて人員削減の手順を行わなければならない」と定められており、この条項は労働行政主管部門の事前介入の余地を与えている。
- 3) 北京、上海、天津、大連、蘇州、無錫及び寧波等の地では、現時点では類似する明確な規定はない。ただし、筆者としては、現地の企業は現地に発布される新しい規定に高く関心を払うことで、人員削減手順が現地の要求に適合するようにすることを提案したい。

实务操作中的注意事项

1. **裁员前的措施:** 裁员一般是削减人力资源成本的最后策略,在此之前,企业可以首先采取协商减薪、减少工时乃至停工等措施。企业采取其他措施,是企业作出避免裁员而进行努力的最好证明,在这些措施无效的情况下再实施裁员更容易获得劳动行政主管部门的认可。
2. **留用对象的确定:** 企业通常不得以“经济性裁员”为由与《劳动合同法》第42条列举的人员解除劳动合同。同时,根据《劳动合同法》第41条第2款的规定,在实施经济性裁员时,以下三类人员应当优先留用:①与本单位订立较长期限的固定期限劳动合同的;②与本单位订立无固定期限劳动合同的;③家庭无其他就业人员,有需要抚养的老人或者未成年人的。
3. **注意签订解除劳动合同协议书:** 建议在协议中明确工资、加班费、各种补贴、津贴、年休假、补偿金等均已结算清楚,公司不再向员工承担其他责任等。同时,为了避免业务受到影响,可考虑约定经济补偿金在办理完业务交接手续的当日或之后支付。
4. **“说明情况”、“听取意见”步骤的证据保留:** 建议企业尽量获得工会或职工代表签署的会议记录、对裁员方案的意见等文件,以避免将来员工对裁员程序提出异议

実務における注意事項

1. **人員削減前の措置:** 人員削減は人的資源コストの最終的戦略の1つであるのが普通であり、それまでは、企業はまずは協議による減給や就業時間の縮小、ひいては生産停止等の措置を講じることができる。企業がその他の措置を講じることが、企業が人員削減を回避するために尽力していることの最良の証拠であり、これらの措置が効力を発揮しない状況において、人員削減を実施するのであれば、労働行政主管部門の認可は一層得られやすくなる。
2. **雇用を継続する対象の確定:** 企業は、通常、「経済的理由による人員削減」を理由に、「労働契約法」第42条に列举されている人員との労働契約を解除することはできない。また、「労働契約法」第41条第2項の規定によると、経済的理由による人員削減を実施する場合、次の3とおりの人員とは優先して雇用を継続させなければならない。①当該雇用主と長期間の固定期間労働契約を締結しているもの。②当該雇用主と期限の定めなき労働契約を締結しているもの。③家庭にその他の就業者がおらず、扶養の必要がある老人又は未成年者がいるもの。
3. **労働契約を解除する合意書を締結するように注意すること:** 合意書の中で、給与、時間外労働手当、各種補償、手当、年次休暇、補償金等がすでに清算され、会社はその他の責任を負うことはないということを明確しておくのがよ

而申请劳动仲裁以及后续提起诉讼时,企业无法有效举证。

5. **对优秀员工的安抚:**在裁员的同时,建议公司注意对留用的优秀员工的安抚,以表明公司对他们的信任,从而稳定留用人员情绪、提高工作效率。
6. **各种突发事件的预防:**经济性裁员期间,不排除会发生盗窃公司财产、破坏生产工具、甚至是罢工、冲击工厂等突发情况(生产性企业尤为可能)。对此,建议企业的管理人员加强管理,注意员工情绪;保安人员加强警惕,注意可疑人员;提前与主管的公安等部门沟通等。应对突发事件的各项预防措施,建议在保密状态下进行,以免产生反面效果。

经济性裁员虽然是企业内部管理的手段之一,但是由于其涉及社会稳定等问题,中国法律(包括各地方规定)对其规定了比一般解除劳动合同更为严格的条件和程序。尤其是目前,就业问题业已成为比较突出的社会问题的形势下,政府部门加大监管力度也是必然的。因此,建议企业在进行经济性裁员时,采取谨慎的态度,严格按照法律规定的要求,必要时争取劳动行政主管部门等的协助,以确保裁员工作顺利进行。

备注:

请点击以下网址,查看相关法令的全文内容:

《企业经济性裁减人员规定》

http://www.molss.gov.cn/qb/ywzn/2006-02/15/content_106668.htm

上海市人力资源和社会保障局《关于用人单位依法实施裁减人员报告的通知》

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200901/t20090121_1060710.shtml

广东省劳动和社会保障厅《企业裁员、停产、倒闭及职工后续处理工作指引》

http://www.gzlss.gov.cn/gzlss_new/view_doc.php?id=2214

(里兆律师事务所 2009年03月06日整理编写)

い。また、業務が影響を受けてしまわぬよう、経済補償金は業務の引継ぎ手続が終了する当日又はそれ以降に支給するという約定も検討するとよい。

4. **「状況の説明」、「意見の聴取」という段階での証拠を残すこと:**将来、従業員が人員削減の手順について疑義を唱え又は労働仲裁を申し立て及びその後の訴訟において、企業が効果的な立証ができなくなってしまうことのないよう、企業は労働組合又は従業員代表が署名した議事録、人員削減方案に対する意見等の書類をなるべく取得しておくのがよい。
5. **優秀な従業員のつなぎ止め:**人員削減と同時に、会社は雇用を継続する優秀な従業員のつなぎ止め注意到し、会社の彼らに対する信用を表明することによって、継続雇用する人員の気持ちを落ち着かせ、作業効率を引き上げるようにするのがよい。
6. **各種突発事由の未然防止:**経済的理由による人員削減を実施する期間中、会社資産の窃盗、生産道具の破壊、ひいてはストライキ、工場襲撃等(生産型企業がその可能性が高い)の突発事由が発生する状況も否定できないため、企業の管理職者は管理を強化し、従業員の気持ちに配慮するのがよい。警備員は警戒を強化し、疑わしい人物に注意する。事前に公安等の部門に確認を行う。突発事由に対処するための各種未然防止措置は、秘密裏に行うことで、かえってマイナスの効果が生じてしまわないようにする。

経済的理由による人員削減は、企業内部の管理手段の一つではあるが、社会的安定といった事項に関連してくることから、中国の法律(各地方の規定を含む)は、それについて、一般的な労働契約の解除よりも厳しい条件と手順を規定している。とりわけ、現在、就業問題が比較的目的だった社会問題となっている状況において、政府部門は監督管理を強化することも必然的な流れである。したがって、企業が経済的理由による人員削減を行う場合には、慎重な態度で、法律に定められた要求に厳格に従い、必要に応じて、労働行政主管部門等の協力を得ながら、人員削減作業が円滑に進むようにするのがよいであろう。

備考:

かかる法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記のURLをクリックしてください。

「企業の経済的理由による人員削減規定」

http://www.molss.gov.cn/qb/ywzn/2006-02/15/content_106668.htm

上海市人力资源和社会保障局による「雇用者が法に照らして人員削減報告を実施することについての通知」

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200901/t20090121_1060710.shtml

広東省労働社会保障庁による「企業の人員削減、生産停止、倒産及び従業員の離職後の対処作業手引き」

http://www.gzlss.gov.cn/gzlss_new/view_doc.php?id=2214

(里兆法律事務所が2009年3月6日付で作成)